

プレミアム商品券・プレミアムリフォーム券を販売します

市内経済活性化のため、市内に住民票があり、市内に居住している方（世帯）を対象に、市内取扱参加店・事業所で利用できる、販売額の20%を利用額に上乗せした商品券とリフォーム券を販売します。

取扱参加店名・事業所名などは、今後、ポスターや新聞折り込みなどでお知らせします。

区分	商品券	リフォーム券
額面	1冊1万2,000円	1枚6万円
販売価格	1冊1万円	1枚5万円
発行数	4万冊	2,000枚
有効期限	12月20日(日)	12月14日(月)
購入限度	1人3冊(※)	1世帯10枚

※18歳未満の子どもがいる世帯は、1世帯5冊。

のぼりべつプレミアム商品券

▶販売日時・場所

○子育て世帯優先販売期間

- ・7月4日(土)・5日(日)10時～15時…登別観光協会、婦人センター、アーニス、若草つどいセンター、鷺別公民館
- ・7月6日(月)～9日(木)10時～17時…アーニス
- ※6月に市が18歳未満の子どもがいる世帯へ郵送する『優先購入申込書』が必要です。

○一般向け販売期間(売り切れ次第終了)

- ・7月12日(日)・13日(月)10時～15時…登別観光協会、婦人センター、アーニス、若草つどいセンター、鷺別公民館
- ・7月15日(水)から売り切れまで(土・日曜日、祝日を除く)10時～17時…アーニス

▶予約もできます

往復はがきに氏名、住所、電話番号、購入冊数を記入の上、6月15日(月)から29日(月)までに登別商工会議所(〒059-0012中央町5丁目

6-1)

※後日郵送する『購入引換券』を持参のうえ、7月12日(日)・13日(月)に指定の販売場所へお越しください。

▶ご注意ください

- ・購入時は、購入者本人の身分を証明できるものを持参してください。
- ・市内の取扱参加店表示のある店舗で利用できます。ただし、釣り銭は出ません。
- ・現金との交換、ほかの商品券などの金券・印紙・はがき・宝くじの購入、債務などの返済、取扱店が指定する一部の商品の購入には利用できません。
- ・商品券の交換、譲渡、転売などは禁止します。
- ・商品券の盗難や紛失、汚損、滅失などの場合、登別商工会議所はその責を負いません。
- ・不正行為があった場合、商品券の返還や被害相当額の負担をしていただく場合があります。

「申し込み」の「G」は「グループ」の略です

登別プレミアムリフォーム券

▶対象物件

市内に自己が所有し居住する住居、またはその住居と同一敷地内にある構築物、外構など

▶対象工事 住宅の増改築、修繕など

▶申し込み・購入方法

- ①取扱参加事業者へ見積もりを依頼
- ②取扱参加事業所に備え付けの購入申込書に、工事の見積書(写し可)、物件所有者の住民票、固定資産税通知書または固定資産課税台帳を添えて、6月15日(月)から7月17日(金)までに、取扱参加事業者を通してまたは直接登別商工会議所へ提出
- ③後日郵送する引換券を、登別商工会議所に持参し購入

▶発行枚数を上回る申し込みがあった場合

7月24日(金)11時から登別商工会議所で抽選会を行います。当選された方にのみ、7月27日(月)以降に引換券を郵送します。

▶ご注意ください

・購入申込書を提出する前に着工した工事の支

払いには、利用できません。

- ・購入申込書を提出することによりプレミアムリフォーム券購入前でも工事を着工できますが、抽選となった場合、工事着工の有無に関わらず落選する可能性があります。
- ・新築住宅の建築工事や、事務所やアパートなど事業に使用している物件の増改築や修繕には利用できません。ただし、店舗兼住宅などの複合物件については、居住部分の工事費にのみ利用できます。
- ・購入後の払い戻しはできません。また、釣り銭は出ません。
- ・住宅の備品類(空調機器、感知器、電子・通信機器、照明器具、映像機器など)の購入費用の支払いには利用できません。
- ・二世帯住宅などの共同住宅については、個別に登記され、個別に工事の契約が結ばれる場合のみ世帯主ごとに購入できます。
- ・審査の結果、条件に該当しないことが判明した場合は購入できません。

問い合わせ 登別商工会議所 (☎ 85) 4 1 1 1)